

京橋 青色 だより



一般社団法人
京橋青色申告会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階
TEL 03-3551-1589 FAX 03-3555-3675



第10回 通常総会開催のお知らせ

一般社団法人京橋青色申告会の令和3年度第10回通常総会を下記の日程で開催いたします。

現在、新型コロナウイルスの感染予防および飛散防止の観点から、会員皆さまの健康と安全を第一に考え、可能な限り委任状提出による出席をお願いいたします。

- 開催日時 令和4年6月23日(木)
受付13:45～ 開会14:00～
- 会場 銀座ブロッサム(中央会館) 7階 マーガレット
中央区銀座2丁目15番6号 ☎03-3542-8585
- 議案 (1) 令和3年度事業報告承認の件
(2) 令和3年度決算報告承認の件
(3) 令和4年度事業計画(案)承認の件
(4) 令和4年度収支予算(案)承認の件
(5) その他

※総会成立には、正会員過半数(委任状含む)の出席が必要になります。つきましては事前にお送りした往復ハガキの「出欠連絡兼委任状」の提出にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

※提出期限は6月9日(木)です。

..... 確定申告お疲れ様でした

4月15日金曜日に所得税・消費税の申告が終了し、令和3年分の確定申告期間が終了しました。毎年、東京国税局にて新規開業者・新規青色申告者のために「青色コーナー」を開設し役員の方々に従事して頂いていますが、新型コロナウイルス感染拡大が収まりませんでしたので役員の方々の健康を考え従事を取りやめました。

事務局においても、毎年、東京税理士会京橋支部所属の税理士先生に無料相談をお願いしていますが、事務所のスペースと会員の皆様の安全を鑑み、派遣して頂くことをやめました。

昨年12月下旬に申告相談の事前予約を開始しました。令和3年分の事務局相談件数は458件でした。前年に比べ約60件減となりました。会員数の減少と事務局相談の効率化のため税務会計ソフトを導入し、1人に対する相談回数が減少したのではないかと思います。事務局での相談も皆様のご協力により、無事に、混乱もなく行うことができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

京橋税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み（*のついている回は消費税の基本的な仕組みから知りたい方）

2 説明会の日程（下記日時はすべて令和4年です）

日 時	6月7日(火) 10:30~11:00	8月23日(火) 14:00~14:30
	*6月17日(金) 13:00~14:00	9月14日(水) 10:30~11:00
	7月25日(月) 10:30~11:00	10月13日(木) 14:00~14:30

【開催場所】

京橋税務署内 4階会議室(中央区新富2丁目6-1)

【定員】 30名(要事前予約・先着順)

【連絡先】

京橋税務署 法人課税第2部門

☎03-4434-0011(代表) 内線2424

3 説明会の参加に当たって

参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

右のコード
からサイトへ



6月は

中央都税事務所からのお知らせ

固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月1日にお送りする納付書により、6月30日(木)までにお納めください。

ご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ							
クレジットカード	インターネットの専用サイトから納税が出来ます。				インターネットバンキング モバイルバンキング ATM	ページにて納税が出来ます。 	
口座振替	都税Web口座振替申込受付サービスにて、6月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。				コンビニ		
				窓口	金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁の窓口		

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

お問合せ先
〈課税について〉中央都税事務所 固定資産税班
〈納税について〉中央都税事務所 徴収管理班

主税局HP
都税の支払い方法▶▶▶



中央都税事務所 03-3553-2151(代表)



マイペースで、イータックス。